



市民の意欲・発想・実行力が活きる協働の都市づくりをめざして

協働推進の基本指針

**平成24年10月
横浜市**

「協働推進の基本指針」改訂にあたって

私たちの横浜は、「自分たちのまちは、自分たちでよくしていこう」という様々な活動が活発なまちです。特に、行政の手が届きにくい分野や領域で、市民の皆様が主体となった、住みよいまちづくりのための活動が行われてきた歴史があります。そのような歴史の積み重ねの中から、市民の皆様の活動と行政とが対等な関係を築き、お互いによいところを持ち寄って、一緒に住みよいまちを作っていこう、という「協働」が育ってきました。

横浜市では、これまで様々な活動を支え協働を推進するため、関連する条例の整備や「横浜コード」、「協働推進の基本指針」等の制定を行ってきました。これらは、多様な主体が相互に自主性を尊重しあいながら一緒に公共をつくっていく「協働のあり方」について、市民の皆様と行政との共通認識となるもので、その基本的な考え方は、今後とも変わることなく、私たちの貴重な共有財産として継承していくべきものと考えます。

基本指針策定後、横浜市では、多くの地域、さまざまな分野で「協働」の取組が実践され、地域の活力が生まれるとともに、市民協働に関する貴重な知恵や経験も蓄積されてきました。また、協働が進むにつれ、中間組織やコーディネート機能の強化が求められるなど、新たな課題も明らかになってきました。今回の改訂では、見えてきた課題への対応等を新たに盛り込むことによって、これまでの基本指針を補強し、さらに多くの協働の実践を積み重ねることを目指しています。

昨年の東日本大震災の経験から、地域の絆や、人と人とのつながり・支え合いの重要性が改めて見直されました。ボランティアグループやNPO法人などの市民活動団体、自治会町内会、企業等多様な主体が、行政とともに公共を担っていくことの重要性は、ますます高まっています。「協働」を通じて、自分たちのまちをみんなでよりよいものにしていく、そんなまちづくりを、皆様と一緒に進めていきましょう。

平成 24 年 10 月

横浜市長 林 文子

1 協働の理念

(1) 様々な主体が公共を支えあう社会	・・・	1
(2) 横浜市における協働の経緯	・・・	1
ア 高度経済成長期～1990年代	・・・	1
イ 横浜コードの提案	・・・	1
ウ 基本指針の策定以降	・・・	2
(3) 協働とその原則	・・・	2
(4) 協働にふさわしい領域	・・・	3
(5) 協働の主体	・・・	5
ア 市民活動団体等との協働	・・・	5
イ 自治会町内会を中心とした地域組織との協働	・・・	6
ウ 企業との協働	・・・	6
(6) 協働を進めるにあたって	・・・	6
ア 「協働で取り組む」という共通認識と合意を得るプロセス	・・・	6
イ 参画の輪を広げる働きかけ	・・・	7

2 協働の土壌を耕す

(1) 自立した市民の存在と行政職員の意識改革・能力開発	・・・	8
ア 協働の礎となる市民の課題意識と自治意識	・・・	8
イ 行政職員の意識改革と能力開発	・・・	8
ウ 違いの認識と相互理解	・・・	8
(2) 相互信頼の醸成 ～情報共有のための場の形成～	・・・	9
ア 情報共有の推進	・・・	9
イ 双方向型コミュニケーションの促進	・・・	9
ウ コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター	・・・	9
(3) 身近な地域での合意形成 ～地域課題の共有とコーディネート～	・・・	10
ア 協働による地域の課題・資源の把握と共有	・・・	10
イ 課題解決に向けた地域での合意形成と施策への反映	・・・	10
ウ 地域での協働による自治の推進	・・・	10
エ コーディネート機能の強化	・・・	10
(4) 実施のための環境整備	・・・	10
ア 地域に密着した活動拠点の確保	・・・	11
イ 地域活動の人材育成と派遣	・・・	11
ウ 柔軟で多様な財政支援の実現	・・・	11
エ 住みよいまちを市民とともにつくる区役所の実現	・・・	11

◆ 用語集 ◆

本文中の * (アスタリスク) の説明は、こちらをご覧ください

・・・12

◆ 資料 ◆

・・・14

「協働推進の基本指針」の概要

1 協働の理念

(1) 様々な主体が公共を支えあう社会

P1～

自らめざすところにより活動していくための自由と権利が保障され、同時に、お互いを尊重しあい、自己のみの利益追求だけでなく、相互に助け合うことのできる協働型社会を目指します。

(2) 横浜市における協働の経緯

P1～

ア 高度経済成長期～1990年代

人口が急増する中で、活発な市民活動が展開され、協働の取組事例も出てきました。

イ 横浜コードの提案

1999年に横浜コードが提案され、2000年には「市民活動推進条例」を制定しました。

ウ 基本指針の策定以降

2004年の基本指針策定以降、様々な協働の実践や協働のための環境整備が進み、2011年に「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」、2012年には「横浜市市民協働条例」を制定しました。

(3) 協働とその原則

P2～

この指針での協働とは、「公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」とし、横浜コードの原則（対等、自主性尊重、自立化、相互理解、目的共有、公開）にのっとり進めます。

(4) 協働にふさわしい領域

P3～

当事者性を重視したきめ細かな対応や地域社会の主体的な取組などが必要な分野が今日の社会状況からふさわしいと考えますが、社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に考えます。

(5) 協働の主体

P5～

この指針では、主として、公益的・社会貢献的な活動を行う団体・グループと横浜市が、協働のパートナーとなる場合を想定していますが、身近な地域で、多様な主体同士が進める協働の取組も、ますます重要になります。

ア 市民活動団体等との協働

イ 自治会町内会を中心とした地域組織との協働

ウ 企業との協働

(6) 協働を進めるにあたって

P6～

ア 「協働で取り組む」という共通認識と合意を得るプロセス

「協働で取り組む」という合意を文書（協働協定書など）で確認し、事業の節目で振り返りの場を持って検証することが大切です。

イ 参画の輪を広げる働きかけ

より多くの人に理解してもらい、幅広い立場の人が参画しやすい配慮が必要です。

2 協働の土壌を耕す —「参加と協働による地域自治」の基盤づくり—

(1) 自立した市民の存在と行政職員の意識改革・能力開発

P 8～

ア 協働の礎となる市民の課題意識と自治意識

市民自らが課題に気づき、課題を共有して取り組むという姿勢が必要です。

イ 行政職員の意識改革と能力開発

積極的に協働の現場に行くことや協働の相手方とのミーティングを重ねる経験が有効です。

ウ 違いの認識と相互理解

窓口となる担当者が協働のメリットを認識し、相手の主張に耳を傾ける姿勢が必要です。

(2) 相互信頼の醸成 ～情報共有のための場の形成～

P 9～

ア 情報共有の推進

とりわけ、行政は徹底した情報公開とわかりやすい情報提供に努めることが必要です。

イ 双方向型コミュニケーションの促進

インターネットの普及で生まれた新しいコミュニケーション手段も活用します。

ウ コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター

市民活動支援センター等の中間組織がコミュニケーションの促進を図ります。また、組織をつなぐコーディネーターの存在やコーディネーター同士のネットワーク化が求められます。

(3) 身近な地域での合意形成 ～地域課題の共有とコーディネート～

P 10～

ア 協働による地域の課題・資源の把握と共有

協働で地域の状況を調査したり、調査結果を情報発信したりすることが重要です。

イ 課題解決に向けた地域での合意形成と施策への反映

課題の解決や資源の活用について、市民の間で意見交換し、合意形成することが重要です。

ウ 地域での協働による自治の推進

身近な地域で協働の取組を積み重ねる中で、地域自治の仕組みが形作られていきます。

エ コーディネート機能の強化

中間組織は、市民の立場に立って、協働を進める上での相談に応じる役割が重要です。

(4) 実施のための環境整備

P 10～

ア 地域に密着した活動拠点の確保

各区の市民活動支援センターや地区センター、地域ケアプラザなどの活用を図ります。

イ 地域活動の人材育成と派遣

各区の市民活動支援センターなどが、幅広い世代の参画を促すことが必要です。

ウ 柔軟で多様な財政支援の実現

多様な助成制度や、寄付文化の醸成を通じて市民自身が市民活動を支える環境が必要です。

エ 住みよいまちを市民とともにつくる区役所の実現

「地域協働の総合支援拠点」としての区役所づくりを進めます。協働の障害となる縦割りの弊害を取り除き、市民からの改善の提案を柔軟に受け止める姿勢が大切です。

1 協働の理念

(1) 様々な主体が公共を支えあう社会

横浜市という自治体は、個人としての市民、市民活動*団体・NPO、自治会町内会、企業、行政等様々な主体から成り立っています。これらの様々な主体の力が存分に発揮されるためには、自らのめざすところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であると同時に、お互いを尊重しあい、自己のみの利益追求だけではなく、相互に助け合うことのできる協働型社会であることが求められます。

「協働型社会」を考えると、「公共」という概念についても問い直す必要があります。「公共」とは、本来、国家や行政のみが担っているものではありません。民間の中にも公共的事柄を考え、公益的な仕事を担おうという意志と力が存在してきました。しかし、行政が市民生活の基盤を幅広く保障する役割を引き受けるようになって、次第に「公共」は、国家や行政が担っている、と考えられるようになってきました。

これからの「協働型社会」では、「公共」すなわち「市民誰もがかわること」を行政と市民社会の様々な主体が、役割分担を改めて見直しながら協働して支えるという考え方が重要です。そして、行政のみならず、各主体の考え方や行動様式、また、それを支えている制度、仕組みを協働型に変えていく必要があります。この「協働推進の基本指針」は、そのための一里塚として策定しました。

(2) 横浜市における協働の経緯

ア 高度経済成長期～1990年代

横浜市は、高度成長期に未曾有の人口増加に見舞われました。市外から大量かつ急激な移住者の転入があり、市内の各地域は大きな変貌を遂げました。大規模に開発された住宅地では、新しいコミュニティが求められました。1970年代には、公害問題やごみ問題等の都市問題が深刻化し、行政は都市基盤整備に追われ、一方で、市民は、自らの生活課題や身近な地域課題の解決のために自主的に取り組むとともに、時には行政施策に対して提案や異議申立てを行ってきたという歴史があります。そうした時代を経て、横浜には、自治会町内会という地域組織とともに、課題によってつながるテーマコミュニティ*が活発化し、1980年代は、これらが成長して市民活動団体相互のゆるやかなネットワークが形成されました。

1990年代に入ると、市民活動団体およびNPO等は、公共的なサービスの一翼を担うまでに成長・発展し、行政との連携や協力のもとに地域の課題へ取り組む事例もでてきました。

国においても、1998年に特定非営利活動促進法が制定されて、NPOを法人化する道がひらけました。

イ 横浜コードの提案

横浜市では、このような時代の変化を受けて、1996年から3か年をかけて、区役所を中心に「パートナーシップ推進モデル事業」を実施し、また、1999年3月には「横浜市にお

ける市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」が提案され、これを受けて 2000 年に市民活動推進条例を制定しました。そして、市民活動支援センターを開設するなど市民活動への支援を進めるとともに、2002 年には市民活動共同オフィスを設置し、協働の実験・検証が始まるなど、これまでも協働の実践を積み上げてきました。しかしながら、横浜コードの理念などを十分に実践にいかしきれなかった点も否めません。

そこで 2003 年には、横浜市では、政策、財政、行政運営の連動した「横浜リバイバルプラン」*を策定し、その中で、市民との協働を行政運営の大きな柱と位置づけ、自立・分権型の行政運営システムへの転換を進めてきました。2004 年には「協働推進の基本指針」を策定し、庁内連携をはかり、具体的な推進施策に取り組むために市民協働推進事業本部を設置しました。

ウ 基本指針の策定以降

市民協働推進事業本部では、「協働推進の基本指針」を内外に広めるとともに、協働事業提案制度モデル事業、協働事業の検証等の取組を進めてきました。2006 年 6 月に策定した「横浜市基本構想（長期ビジョン）」*では、実現のための基本姿勢として「協働による取組」をうたっています。

この間、各区局において協働事業提案制度等や G30、地域福祉保健計画、地域での防犯・防災活動、地域子育て支援拠点の設置・運営など、協働施策が数多く実施されてきました。また、2009 年 3 月には、地域に密着した活動の拠点として全区に市民活動支援センターが設置され、協働のための環境整備が進んできています。

2011 年 3 月には、市民が主体的に行う地域活動を促進、支援するために「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」が制定されました。さらに、2012 年 6 月に横浜市市民活動推進条例が全部改正され、協働事業における協働契約の締結や市民からの提案について明文化した横浜市市民協働条例が制定されました。

横浜が積み重ねてきた協働の経験や知恵をいかし、さらに協働の実践や環境づくりを進めていくことが必要です。

(3) 協働とその原則

この指針での協働とは、「公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」です。

もちろん新たな取組だけでなく、多様な主体が連携・協力して進めてきた既存の仕組みや事業についても協働の理念にのっとり実績を見直し、連携・協力関係を継続・発展させていくことが大切です。

協働の取組は、次の横浜コードの原則にのっとり進めます。

この原則は、公共的サービスの担い手となる主体が、立場の違いを超えて対等なパートナーシップを築くための基本となる重要な原則です。

- ① 対 等 の 原 則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）
- ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ③ 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働を進めること）
- ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解し合うこと）
- ⑤ 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- ⑥ 公 開 の 原 則（市民活動と行政の基本的事項と関係が公開されていること）

**横浜コード「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」
（平成11年3月、横浜市市民活動推進検討委員会報告書において提唱）**

複雑化・多様化する課題に柔軟・迅速に対応するため、活発な市民活動と行政とが協働して公共的なサービスに取り組むことが求められています。自発性・自主性に基づく市民活動は、必要などころから、身近などころから、できるところから、どこからでも取り組むことができるのが特徴です。市民は、日々の暮らしの中や、地域との関係性の中で気づいた課題について、地域の中で解決していくこと、そして、行政は、広く公共性・客観性を持った視点や、これまで公共を担ってきた経験をいかし、市民とともに課題解決に取り組むことが求められています。つまり、市民と行政とが、お互いによいところを持ち寄って、一緒に住みよいまちをつくっていかう、というのが「協働」です。

（4）協働にふさわしい領域

かつては行政が、多くの公共の領域で、公平で均一的なサービスを提供してきました。しかし、少子高齢化や人口減少、単身者世帯の増加等により家族や地域のあり方が変わっていく中で、地域で発生する課題は複雑化・多様化しており、様々な主体が協働で課題解決に取り組むことが必要となっています。また、これまで行政が「公共」と考えてきた領域以外にも、それぞれの主体が新たな「公共」の領域を創出し、公共的なサービスを生み出しています。

公共的なサービスの提供には、市民が主体的に担うもの、行政が主体的に担うもの、市民と行政が協力して担うものがあり、そのあり方は時代によって変化していくものです。（注1）

そのため、協働にふさわしい領域としては、例えば以下のようなものが考えられますが、あらかじめ固定的・画一的に考えるものでも、行政が一律的に決めるものでもなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。また、協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。実践とその検証を経ながら、協働にふさわしい領域を考えていく必要があります。

領域が流動的であるだけに、具体的にどんな事業を協働で実施するか決定するプロセスが重要です。（注2）

[協働にふさわしい領域の例]

① 当事者性を重視したきめ細かい対応が必要な領域

子育て支援、青少年の育成、高齢者介護の支援、要援護者の見守り、健康づくり など

② 地域社会の主体的な取組が必要な領域

防犯・防災、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題への対応、地域の活動拠点の設置・運営 など

③ 特化された専門性が求められる領域

芸術・文化、DV（ドメスティック・バイオレンス）*問題、人権の擁護、外国人への支援、市民活動への中間支援 など

④ 地域全体の合意形成が必要な領域

まちの環境を守るためのまちのルールづくり、地域のまちづくりプラン など

⑤ 参加する市民の自己実現が図られ、コミュニティの形成に資する領域

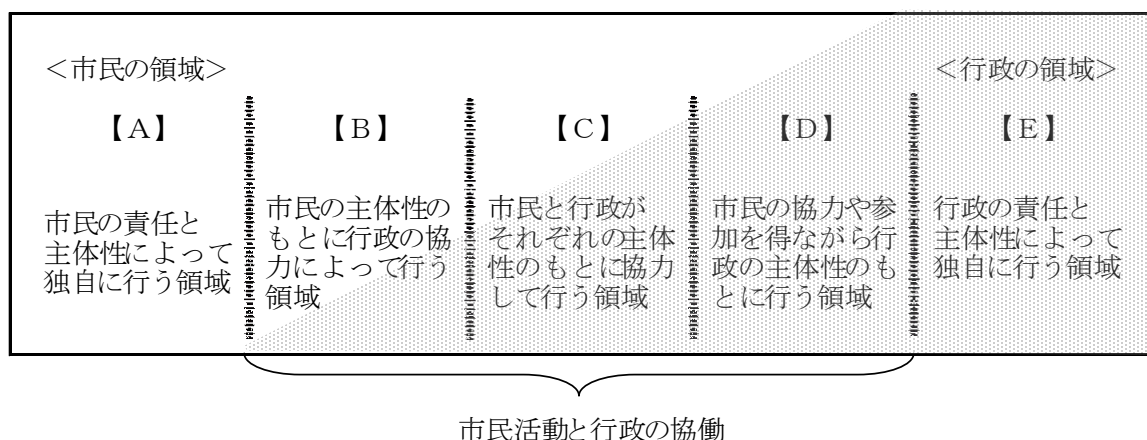
生涯学習の支援、地域スポーツの推進 など

これらの領域を担っていく主体は、地域や課題の特性などに柔軟あるいは専門的に対応できる市民活動団体やNPO、地域組織及び地元企業などが適しており、行政との協働により、課題へのより効果的な対応が期待できます。

また、福祉と防災、防災とまちづくりなど、地域の生活課題はそれぞれ密接に結びついており、複合的・総合的な視点からの対応が欠かせません。そこで、行政の側では、組織の壁を超えて連携して取り組むことが、また、地域の中では、複数の分野や領域をまたぐような協働の取組も重要になります。

(注1) 市民の活動と行政との関係には、多様なレベルがあり、単純化した図で表現すると下のよう
に考えられます。

実際には、市民の領域【A】から行政の領域【E】の境界は明確なものではなく、境界付近にはどちらとも判別しがたい部分が存在し、境界そのものが常に揺れ動く可能性があります。



(平成11年3月、横浜市市民活動推進検討委員会報告書)

市民活動は基本的に自主的に行うものですから、行政と協働しない部分【A】が当然存在し、その発展が望まれます。しかし、活動の中には行政と協働することによって、より一層社会的な意味を持ってくる部分があり、それが【B】【C】【D】です。今後、ますます多様化するニーズや課題を解決するためには、市民と行政が互いに長所を認め合い、市民活動の自主性・自立性を尊重しながら適切な関係を築いていくことが大切です。

(注2) 宗教活動、政治活動、選挙活動、公益を害するおそれのあるものの活動は、行政が協働する領域から除かれます。

(5) 協働の主体

個人としての市民、市民活動団体・NPO、自治会町内会、企業等、様々な主体の意欲と発想と実行力をいかして都市を発展させていくためには、それぞれの主体が特性を発揮していくことが必要です。また、様々な主体が協働を行うことで、単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細かなサービスを提供することができます。地域課題の解決やサービスの提供には、同じ地域の市民や団体・グループが連携して取り組み、より広範な社会的課題についてはその課題を共有する市民や団体・グループが取り組むなど、幅広い主体が協働することが有効です。

取り組む課題や地域の特性によって、例えば自治会町内会とNPOとの協働や、市民活動団体と企業との協働など、多様な主体同士が進める協働の取組もますます重要になります。そのため、身近な地域の中で多様な主体同士の「顔の見える関係」づくりが求められます。

ただし、この指針では、主として、横浜市と民間の団体・グループがパートナーとして協働を進めていく場合を想定しています。

横浜市のパートナーとなる団体・グループは、大きく分けて、テーマを持って活動する市民活動団体等、地縁で結びついた自治会町内会等、社会貢献活動を行う企業の3つがあります。

ア 市民活動団体等との協働

市民活動として一定のテーマを持って活動する団体・グループには、ボランティア*グループ、市民活動団体・NPO、財団法人*・社会福祉法人*などの非営利法人といった、様々な種類があります。特定非営利活動促進法施行後、数多くのNPO法人が設立されています。地域に根付いた小規模なグループ、より広域的に活動している団体、また、調査研究機能や市民活動への支援機能をもつ専門的な中間組織もあります。

これらの団体・グループは、社会の変化による新たな課題に対して、独創性・先駆性、専門性、柔軟性・機動性をもって対応できるという優れた特徴をもち、きめ細かいサービスを提供しています。一方、行政は、多数を対象とした公平性、画一性を重視した平均的・均質的なサービスを提供してきました。性格が異なる組織同士が協働を進めるためには、目的を共有し、お互いの組織の特性を理解し、特性をいかせるような協働が必要です。

イ 自治会町内会を中心とした地域組織との協働

自治会町内会は、今まで地域社会において様々な問題に対処したり、良好な環境を維持したり、地域の人々の親睦を図るなどの役割を果たしてきました。近年、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化などの、地域社会との密接な連携を必要とする課題が、市民生活の高いニーズとなっています。これらを解決するには、地域における継続性や総合性など、優れた特徴をもつ、自治会町内会などの地域組織との協働が必要です。

また、自治会町内会などの地域組織は、地域の課題について活動する市民活動団体等と協働して様々な地域課題に取り組んでいくことも大切です。

ウ 企業との協働

民間企業は、それぞれの地域社会の中で「企業市民」として位置づけられ、「市民としての役割と責任」があると考えられます。

実際に、企業は、社員ボランティア制度や資金助成等により市民活動を支援したり、企業の実績文化・スポーツ施設や専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開しています。

また、「社会的起業」の増加など、近年、企業が行う活動は、地域課題や社会的な課題を取り上げたものが増えてきており、このような社会貢献活動や公益的活動は、企業の社会的信用を高め、企業は公共の担い手としての役割を拡大させつつあります。企業の社会貢献活動、公益的活動との協働は、今後も積極的に進める必要があります。

(6) 協働を進めるにあたって

「協働」は、それ自体が目的ではありません。協働という手法を使って、相互理解を深め、課題を解決していくための道具であり、その進め方が重要になります。相手の課題を自らの課題として認識するような、信頼関係のなかで協働に取り組むためには、日頃から良好な関係を持つための土壌を作っていくことが大切です。また、様々な主体が、これまで述べてきた「協働の理念」を共有のものとして理解することや、より多くの人々が協働の取組に参画できるよう、すそ野を広げることが重要です。

ア 「協働で取り組む」という共通認識と合意を得るプロセス

協働は、まず、関わる主体が「これは協働で取り組む事業である」という共通認識を持たなければ始まりません。取組を進めるプロセスでは、事業を実施する主体同士が、横浜コードの「協働の原則」にのっとり、協働の必要性や事業目的、役割分担などを対等な立場でよく話し合い、合意を得て進めることが大切です。そして、両者が納得し、合意できた内容は、協働の取組の基本となる協定書（協働協定書など）として文章化し、当事者間で確認し合うことが有効です。

特に、協働事業の実施について契約を結ぶ場合は、協働協定書を事業推進の基本文書として位置づけ、委託契約等は、安易に契約のひな形をなぞるのではなく、協働協定書の内容と矛盾がないようにすることが必要です。（注1）

また、事業の実施途中では、お互いに交わした約束は取組を進めるうえできちんと守られているか、あるいは、その内容は取組を円滑に進めるために適切なものか、節目節目で両者で振り返りの場を持って検証し、必要があれば軌道修正する柔軟さが大切です。

イ 参画の輪を広げる働きかけ

また、すべての人が生き生きと生活できる社会を一緒につくっていくためには、協働の取組が一部の限られた人たちのものとなってしまってははいけません。協働の担い手となる人は、より多くの人に協働の理念を理解してもらい参画の輪を広げるよう働きかけるとともに、外国人や障害のある人なども含めて幅広い立場の人が参画しやすくなるよう、配慮することも必要です。

(注1) 横浜コードでは、協働の具体的な方法として「委託」のほか「補助・助成」「共催」「公の財産の使用」「後援」「情報交換・コーディネート等」を挙げています。

2 協働の土壌を耕す

－「参加と協働による地域自治」の基盤づくり－

市民のニーズや地域の抱える課題が多様化・複雑化する中で、個人としての市民、市民活動団体・NPO、自治会町内会、企業など、様々な主体と行政、また、主体同士が互いの知恵や工夫を出しあい、限られた資源を活用しながら、これまで以上に協働して地域課題・社会的課題の解決に取り組んでいくことが重要です。

そして、協働を進めるためには、その基盤となる市民・行政双方の意識改革、相互信頼の醸成、地域課題の共有及びこれらを進めるための環境整備を一層推進していくことが必要です。

(1) 自立した市民の存在と行政職員の意識改革・能力開発

協働の取組を進めるためには、一人ひとりの市民や行政職員が自分たちの暮らす地域に愛着を持ち、「協働によって、さらに住みやすいまちを一緒につくっていく」という意識を持つことが大切です。

ア 協働の礎となる市民の課題意識と自治意識

協働には、自らの暮らしの課題について気づき、その課題を周囲と共有し、そして、まず自らが取り組むという姿勢を持つ市民の存在が必要です。また、そのような自立した市民の課題意識や自治意識を育て高めるための啓発や、課題を共有するために共に考える場と、共に行動する仕組みの構築を、市民活動団体と行政で行うことが必要となります。

実際に協働を進める場面では、わからないことや苦手なことを行政まかせにしないで、市民自らも学んでいく姿勢が大切です。

イ 行政職員の意識改革と能力開発

協働による行政運営を進めていくためには、行政職員一人ひとりが、『公共』や『公益』を担うのは行政だけでなく、市民との協働のうえに成り立つ」という意識を持つことが重要です。

そのためには、積極的に協働の現場に行くことや、協働の相手方とミーティングを重ねる等の経験の積重ねも有効です。市民の自治意識を尊重しながら協働することにより、自己の意識改革に努め、社会問題を敏感に捉える力やコミュニケーション力、コーディネート力をより一層高める必要があります。

ウ 違いの認識と相互理解

公共を担うそれぞれの主体は、意思決定の流れや行動原理が異なります。そのため、協働を進める際は各主体間の調整を十分に行うことが必要です。

双方の窓口となる担当者は、まず一緒に取り組むメリットをしっかりと認識し、相手の主張にも耳を傾け、お互いの考え方や立場の違いを理解したうえでそれぞれが納得して進められるよう配慮する姿勢が求められます。共同作業などを通じて組織の壁を越えた体験を重ねることも理解を深めることに役立ちます。

(2) 相互信頼の醸成 ～ 情報共有のための場の形成 ～

様々な主体が協働を進めるには、設立目的も行動様式も異なる各々の主体の間で、相互信頼が成り立っていなければ円滑な関係づくりができません。そのために大切なのは、情報の共有とコミュニケーションの促進です。

ア 情報共有の推進

協働の基盤づくりは、市民同士が、また市民と行政がお互いに信頼できる関係を築くことから始まります。そのためには、まず相互の情報をできるだけ共有することが大切です。とりわけ、行政は徹底した情報公開とわかりやすい情報提供を行うとともに、市民一人ひとりが、自ら情報を選択していく力と、その情報を理解し使いこなしていく力、また、情報発信力の向上を支援することが必要です。また、市民が日々の暮らしの中で気づいた地域の情報等について、行政と共有することが、協働の取組につながります。

イ 双方向型コミュニケーションの促進

さらに、情報を共有するだけではなく、市民と行政の双方向のコミュニケーションを活性化すると同時に、市民相互のコミュニケーションを図っていくことが重要です。インターネットの普及とともに、新しいコミュニケーション手段が次々と生まれ、広がっています。こうしたものも活用しながら、身近な地域社会において多様な市民が相互に情報交換をし、参画・交流できる機会や場を創っていくことが必要です。

ウ コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター

市民活動を市民自身が支える存在として、中間組織があります。中間組織は、市民活動団体と行政や他の主体との間にあって、市民活動団体に対しては、市民活動相互の連携や情報交換、情報や技術・技能、ノウハウ*の提供、ネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、他方で行政に対しては、市民活動全体の立場を踏まえて政策提言を行うものと考えられます。

市民、NPO、自治会町内会等を媒介・ネットワーク化しつつ情報交流のための場を創るには、中間組織がコミュニケーションの触媒の役割を果たすことが期待されます。

公設民営の中間組織としてNPO法人が運営する横浜市市民活動支援センターや、各区に整備された市民活動支援センター、市・区社会福祉協議会、地域ケアプラザも地域の多様な主体の相互信頼の醸成に向けてコミュニケーションの促進を図ります。

また、専門性を持った個人が双方向型のコミュニケーションの促進を担うケースも考えられます。具体的には「コーディネーター」と呼ばれる人たちがそれにあたります。コーディネーターは、まちづくりなどの専門家その他、区役所や地域施設の職員、地域の中で横断的に活動する市民が担う場合があります。

多様な主体間のコミュニケーションを促進するためには、第三者として双方をつなぐコーディネーターとそれぞれの組織内のコーディネーターと、両方必要であると言われます。また、コーディネーター同士が課題について相談し合い、支援し合うようなネットワークが求められています。

(3) 身近な地域での合意形成 ～ 地域課題の共有とコーディネート ～

ア 協働による地域の課題・資源の把握と共有

市民と行政の相互の信頼関係を醸成する中で、身近な地域の課題や資源（施設、人材、活動など）を把握し、それらをより多くの市民と行政の間で共有することが次の段階として大切になります。そのためには、市民と行政が協働で地域の状況の調査などを実施したり、両者が十分に話し合うことが重要です。また、調査の成果についても様々な媒体を活用し、協働で情報発信することが重要です。

イ 課題解決に向けた地域での合意形成と施策への反映

把握した課題や資源については、その解決方法や活用のありかたを多様な市民の間で意見交換し、提案としてまとめ、連携して解決に取り組むとともに、地域の事業や施策へ反映することが重要です。そのためには、地域の様々な主体が連携する協働の場を拡充するとともに、地域ニーズや当事者の声をいかにさせるよう、様々な形で展開されている参画のための仕組みや制度を有効に活用することが重要です。

ウ 地域での協働による自治の推進

「地域」と一言でいっても、課題のとらえ方によって地域の範囲は変化しますし、そこで生活している人の意識、抱えている課題などは様々です。そのような多様な地域ごとに、そこに住んだり働いたりする人々や団体が、課題解決や魅力を高めることについて共に考え、話し合い、行動をすることが、住みよい地域をつくることにつながります。

身近な地域で自治会町内会を中心とした地域組織や市民活動団体・NPO、企業等が協働して、課題解決のための具体的な取組を積み重ねる中で、その地域にふさわしい地域自治の仕組みが形作られていきます。

エ コーディネート機能の強化

実際に地域では、これまでも様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組んでいます。地域によって団体間の連携には差があります。そこで今後、課題解決の取組をさらに広げ、活動の担い手を増やしていくためにも、連携する団体を増やすとともに、地域間のネットワークを広げることが重要になってきます。

そのため、中間組織など様々な形でのコーディネート機能の強化が必要です。特に、協働を進めるにあたって、様々な主体間の関係づくりがうまくいくように、中間組織等では市民の立場に立って相談に応じる役割や両者の間に立って調整をする役割も重要です。

このような取組は、市民に身近な地域社会において、重点的に展開する必要があります。そのうえで、市民の問題への関心と参画意識の広がりや課題の性格に合わせて、区域、市域などに取組を広めていくことが重要です。

(4) 実施のための環境整備

地域の課題解決に向け、自治会町内会や市民活動団体などの公益的活動を推進し、また協働して取り組んでいくためには、より一層の環境整備が必要です。市民の主体的な地域まちづく

りやコミュニティ形成の促進、自立的活動の推進、それらを行政として支援するための制度の体系的な把握と効果的な活用を行うとともに、必要に応じて新たな制度を検討します。

ア 地域に密着した活動拠点の確保

地域課題に取り組む自主的な活動や協働を推進していくためには、市民活動団体などが、会議や打合せ、事務作業などを行ったり、相互に交流・ネットワークするための活動拠点になる場所を確保することが必要です。そのため、行政は、各区に整備されている市民活動支援センターや福祉保健活動拠点*が有効活用されるよう、情報発信、スタッフの研修やネットワークづくりを進めます。

また、より身近な地域施設である地区センター*、コミュニティハウス*、地域ケアプラザ*などを活動の拠点として利用するとともに、自治会町内会館や団地の集会所、空き家・空き店舗などについても活用していく必要があります。

イ 地域活動の人材育成と派遣

地域課題に取り組む活動を推進していくためには、そのための専門知識や経験、ノウハウを持った人材に力を発揮してもらうことが必要です。そのため、市民活動を支援する専門家を登録し、アドバイザーとして派遣する制度が有効です。また、各区の市民活動支援センターなどが中心となって、幅広い世代からの参画を促す事業を推進し、活動の経験を重ねてもらいながら担い手として育成をしていくことが必要です。

ウ 柔軟で多様な財政支援の実現

地域課題に取り組むには、財政的な基盤の確立が必要となるため、従来の助成制度を活用するほか、活動団体の状況やニーズに応じて柔軟に対応できる多様な助成制度が必要です。また、今後も寄附文化の醸成などを通じて、市民自身が市民活動を支えていく環境づくりが必要です。

なお、協働を進めるうえで公金の支出や公の財産を使用するときには、横浜コードにもあるように、その適正さを担保するために、①社会的公共性があること、②公費濫用を防止すること、③情報を公開すること、の3要件を満たすことが必要です。

エ 住みよいまちを市民とともにつくる区役所の実現

横浜市は、地域社会における市民の主体的な地域まちづくりやコミュニティ形成を促進するために、地域や市民の視点からともに考え行動できる職員の育成や体制の強化などを行い、市民主体の地域運営を進める「地域協働の総合支援拠点」としての区役所づくりを引き続き進めます。

区役所は、地域の視点から協働を進めるうえで障害になる縦割りの弊害を取り除くよう、庁内の連携を積極的に進めることが重要です。また、事業に関係する制度や法令などについて、市民にわかりやすく丁寧に説明するとともに、市民からの改善の提案を柔軟に受け止める姿勢を持つことが、市民からの信頼につながります。

◆ 用語集 ◆

用語	掲載ページ	解説・意味
市民活動	1、2、3、 4、5、6、 8、9、10、 11	営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動。ただし、宗教活動・政治活動を目的とするものと公益を害するおそれのあるものは除く。
テーマコミュニティ	1	子育て、高齢者介護、環境保全、国際交流などの課題や興味を共有した人同士の活動グループ。
横浜リバイバルプラン ～よこはま再発展戦略～	2	「民の力が存分に発揮される都市・横浜の実現」をめざし、政策・財政・運営の各分野の3つの計画（中期政策プラン・中期財政ビジョン・新時代行政プラン）を連動させ、「市民とともに都市を経営する」新しい都市経営を推進するための平成18年度までの戦略。
横浜市基本構想（長期ビジョン）	2	おおむね20年間を展望し、横浜市が目指すべき都市像と、それを実現するために横浜にかかわるすべての個人や団体、企業、行政などが課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針。地方自治法に規定される自治体の「基本構想」に位置づけられる、本市の市政運営の基本理念。（平成18年6月23日策定）
DV（ドメスティック・バイオレンス）	4	配偶者や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力のことで、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害行為。暴力とは、身体的なものに限らず、精神的、経済的、性的なものなど、あらゆる形の暴力が含まれる。平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、配偶者暴力相談支援センターや保護命令制度などが設けられた。
ボランティア	5	自発的・主体的に社会貢献活動する個人。
財団法人	5	一定の目的に捧げられた財産の集合に法人格を認めたもの。設立者の定めた目的に従って財産を運用する。一般社団・財団法人法に基づいて設立される非営利目的の一般財団法人と、特に公益法人認定法に基づいて公益性を認定された公益財団法人がある。
社会福祉法人	5	社会福祉法第22条の規定に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。老人ホームや児童養護施設等の施設経営などの事業を行う。

ノウハウ	9、11	ある目的に必要な技術などの知識・経験の蓄積。
福祉保健活動拠点	11	市民の誰もが日常的に相互に支え合い、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会を実現できるように、市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場の提供及びボランティアの育成・相談・支援等を行う施設。
地区センター	11	地域の住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、研修会、サークル活動などを通じて相互交流を深めることを目的とした施設。
コミュニティハウス	11	地域の住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、講演会、研修会、サークル活動などを通じて相互交流を深めることを目的とした施設。
地域ケアプラザ	11	市民の誰もが、地域で安心して生活できるよう、地域の福祉・保健活動を振興するとともに、福祉・保健サービスを身近な場所で総合的に提供する施設。

資 料

- 「協働推進の基本指針」策定の経過
- 横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）
- 横浜市市民活動推進条例
- 横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例
- 横浜市市民協働条例

○「協働推進の基本指針」策定の経過

- 平成9年 11月 横浜市市民活動推進検討委員会設置
- 11年 3月 横浜市市民活動推進検討委員会から「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」提案
- 12年 7月 横浜市市民活動推進条例施行
- 8月 横浜市市民活動推進委員会設置
- 15年 11月 第一次案（骨子）をコラボレーションフォーラム横浜において発表
- 16年 1月 協働のありかた研究会よこはまから意見・提案書受理
- 2月 横浜市市民活動推進委員会から意見具申
- 4月 横浜市原案発表
パブリックコメント（4月21日～5月28日）
- 7月 協働推進の基本指針 確定・発表
- 23年 1月 協働推進の基本指針見直しに着手
- 3月 横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例制定
- 協働推進の基本指針振り返り基礎調査報告
- 5月 横浜市市民活動推進委員会で見直し案を検討
（以降、24年9月までに7回）
- 24年 1月 指針見直しのための市民との意見交換会を開催
- 4月 横浜市見直し原案発表
パブリックコメント（4月16日～5月15日）
- 6月 横浜市市民協働条例制定
- 10月 協働推進の基本指針改訂版 確定・発表

○横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）

（平成11年3月 横浜市市民活動推進検討委員会報告書において提言）

1 目的

市民活動と行政が協働して公共的課題の解決にあたるため、協働関係を築く上での基本的な事項を定め、公益の増進に寄与することを目的とする。

2 市民活動の定義

ここでいう市民活動とは、

- ①市民が自主的に行い参加が開かれている活動
- ②営利を目的としない活動
- ③幅広く多くの人々が幸せに生きていくために必要な活動

をさし、政治活動及び宗教活動を主たる目的とするものを除く。また、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものは除かれる。

3 協働の原則

市民活動と行政が協働するにあたっては、次の6つの原則を尊重して進める。

（1）対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要となる。上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働することが第一歩となる。

（2）自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）

協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民活動のもつ長所を十分生かすことが大切であり、市民活動の自主性を尊重することが重要な視点となる。

（3）自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働をすすめること）

公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民活動団体が数多く育っていくことが、今後の地域社会にとって重要である。依存や癒着関係に陥ることなく、双方が常に自立した存在として進められてこそ協働は意義のあるものとなる。

（4）相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）

相手の本質を充分認識し、理解し、尊重することは、よりよい協働関係構築のために重要なことである。長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができる。

(5) 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）

協働による公共的課題の解決は、不特定多数の第三者の利益をその目的とするものである。まず、協働の目的が何であるかを双方が共通理解し、確認しておかなければならない。

(6) 公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

協働関係を結ぶ両者の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要である。そのため両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、公共的課題解決に関する協働には欠かせない条件である。

4 協働の方法

協働の6原則を基本に、行政は市民活動との協働を積極的に進める。以下はその具体的方法である。

(1) 補助・助成（市民活動が主体となる公共的事業に対し、資金の援助を行うこと）

「補助・助成」は基本的に社会的役割を果たす市民活動に対し、その自主性を尊重しながら行うべきであり、選定基準や方法の明確さや透明性が求められる。また、市民活動と行政の関係のレベルに応じ、市民活動の自立化を促進するための配慮が必要となる。

(2) 共催（市民活動が主体的に行う事業に対し、市が企画及び資金面において参加し、共同して事業を実施するもの）

「共催」は双方の発意に基づくものであり、「共同運営」と言い換えることもできる。協定書等を交わすことにより、市民活動と行政の役割分担を明確にし、それぞれが役割に応じた責任を果たし、対等な立場でそれぞれの特性を生かして進めることが前提となる。

(3) 委託（契約規則等に基づき市の事業等の実施を委託するもので、市民活動が相手方となる場合）

委託は、本来行政責任において行われるべき事業であるが、委託業務が実施されるにあたり、市民活動がその技術や専門性などの特徴を発揮できている事例もあるので、市民活動の活発化を促すことのできる協働の方法の一つとして取り上げる。

(4) 公の財産の使用（市民利用施設の優先利用等をルール化する）

市民活動推進にあたって、「場」の確保は重要な要素である。行政は既存施設の有効利用も含め、市民活動の利用できる施設の整備を積極的に行うべきである。同時に、公共的課題の解決にあたる活動に対する施設の優先利用や定期利用等について、明確で開かれたルールを協働して作っていくべきである。

(5) 後援（市民活動が主体的に行う事業に対し横浜市後援名義の使用により精神的支援を行う）

行政等による信用の付与が、市民活動にとって地域での信頼や支持を得ていくうえで大きな意味のある場合もあり、幅広く的確に対応する。

(6) 情報交換・コーディネート等（検討会・協議会の設置、広報紙の発行等により、情報交換や共同事業のための検討等を行う）

市民活動と行政とはよりよい地域づくりのため双方のもつ情報の交換により、それぞれの事業の質を高め、協働して市民への情報提供をすすめることが重要である。

※ なお、市民活動と行政が、公共的課題の解決に対して、ともに行動しようとするとき、(1) から (6) の具体的協働に加えて、あるいはその準備段階として日常の情報交換等が重要な役割を果たすことも多く、その役割の重要性について認識するべきである。

5 公金の支出や公の財産の使用における必要要件

市民活動と行政とが具体的に協働をすすめる上で、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用をするときには、その適正さを担保するために、以下の3要件を満たすことを必要とする。

また、外郭団体を通じて間接的に財政的なサポートを行う場合もこれに準ずることが必要である。（なお、外郭団体の自主財源による自主事業は除く。）

(1) 社会的公共性があること

社会的公共性のある市民活動とは、幅広く多くの人々が幸せに生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う活動を指す。但し、その活動において政治活動、宗教活動及び特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものを除く。

(2) 公費濫用を防止すること

市民活動との協働においては、市民活動の特性が活かされるよう柔軟な対応が必要であるが、一方、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用について、適正かつ効率的な執行が求められるため、公費濫用の防止として、公金等の使途に対する財政的監督が必要となる。

協働対象の公正な選定、市民活動と行政の関係の明示、公金の支出や公の財産の使用に関する活動内容などの報告、行政側による交付の取消・返還権の担保、疑義ある時の措置等が必要である。

また、納税者の立場から公費の濫用を防止するためにも「市民と行政がともに監視」していくことが要請される。

(3) 情報を公開すること

協働にあたっては、市民活動と行政はともに、その基本的情報を社会に開示して、市民が誰でもその情報に接して内容を確認することができるようにしておく必要がある。市民活動については、規約、役員名簿、事業計画及び予算、事業報告及び決算等、その組織や活動内容についての情報を公開することが必要である。行政においては、協働をすることを決定し、実施すること等を記録した公文書、施策に関する情報など行政情報の公開が必要である。さらに、市民活動と行政との関係を示す情報についても公開する必要がある。

また、これらが効果的に行われるためには、情報を公開するための場を行政が提供し、市民が閲覧できるようにする。

このような情報公開により、社会全体の市民活動及び市民活動と行政の協働関係に対する信頼関係を構築することができる。

6 協働の担保

「横浜コード」を踏まえた協働を担保し、その推進を図っていくために、市民活動と行政との協働が適切になされているかどうかを監視し、コードの維持・調整を行い、さらに時代の要請に沿って、不断に見直しを行っていく必要がある。

そこで全市レベルにおいて、必要な事項について議論し、関係者に対し意見具申等をする市民・有識者からなる第三者的機関を行政が設置し、各事業レベルにおいても、対象となる団体・事業等の選定、協働の検証等を公正に行う。

なお、第三者的機関については、制限任期制により委員の固定化を防止するなど、機能が適切に果たされる手立てを講じておく。

(1) 全市的委員会

この委員会では、次のことを行う。

- ① 市民活動と行政との協働に関することの全般的な検討と市への意見具申
- ② 横浜コードについての疑義への回答、解釈の提示、改正等への意見具申
- ③ 事業別委員会からの報告受理、見解等照会への回答
- ④ 横浜コードの運用に関しての市民からの意見・質問に対する、調査、報告、意見具申

(2) 事業別委員会

公金支出を伴う協働による事業毎に、協働の対象の選考等を行う事業別委員会を設置することができる。ただし、事業毎ではなく、分野毎・局区毎など状況に応じて設置することも考えられる。

また、公の財産である市民利用施設毎にも同様に設置することができる。

○横浜市市民活動推進条例

制 定 平成12年3月27日横浜市条例第26号
最近改正 平成17年3月25日横浜市条例第46号

市民のニーズが多様化、個別化する中であって、より豊かな市民生活を築くためには、行政及び企業の活動のみならず、地域住民組織の活動をはじめ、ボランティア活動など非営利で公益的な市民活動も加えた多様な主体によって地域の活動が担われる多元的な社会への展開が必要とされている。

市民活動は、自発性、柔軟性、独創性といった多くの特性を持っており、本来自主的、自立的に行われるものであるが、一方で市民活動と行政とが互いにその長所を認め合い、適切なパートナーシップの関係を築き、協働した活動を進めることが求められている。

こうした協働に当たっては、その活動内容などが市民に開かれていることが重要となってくる。

横浜市はこうした市民活動を市民の理解のもとに推進し、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する施策の基本的事項を定め、横浜市（以下「市」という。）及び市民活動を行うものの責務を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

(市の責務)

第3条 市は、市民活動の推進に資する施策により、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民活動を行うものの責務)

第4条 市民活動を行うものは、その特性を生かしながら活動を行うとともに、活動内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(協力して事業を行う場合の基本原則)

第5条 市民活動を行うもの及び市は、協力して事業を行うに当たっては、次に掲げる基本原則に基づき事業を進めるものとする。

- (1) 市民活動を行うもの及び市は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市民活動を行うもの及び市は、当該事業について目的を共有するとともに、その情報を公開すること。
- (3) 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重すること。

(市の施策)

第6条 市は、市民活動を推進するため、情報及び活動場所の提供並びに財政的支援等、予算の範囲内で適切な施策を実施するものとする。

(基金の設置)

第7条 市民活動を行うものに対する市民、事業者等による支援が活発に行われる環境づくりに資するとともに、市民活動を行うものに対する財政的支援を円滑に行うことにより市民活動の推進を図るため、横浜市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第8条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

(管理)

第9条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第10条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第11条 基金は、その目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第12条 市民活動を行うものは、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて事業を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市民活動を行うものは、前項の事業が終了したときは、規則で定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民活動を行うものに報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。

4 市民活動を行うもの及び市長は、規則の定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

(横浜市市民活動推進委員会の設置)

第13条 市長の諮問に応じ、市民活動の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市民活動の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第14条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民活動を行うものの代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する 条例

平成 23 年 3 月 25 日横浜市条例第 12 号

横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例をここに公布する。

横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例

我が国には家族や地域社会の絆きずなを何よりも大切にす伝統があり、近隣に居住する市民が互いに助け合い、支え合うことが地域社会の基盤となってきた。

しかし、昨今、人と人とのつながりが希薄になる中で、高齢者の孤独死や児童虐待といった事件・事故が年々増加し、家族や地域社会の絆が崩壊したのではないかと疑わざるを得ないような状況である。

横浜市においても、大都市ならではの課題が山積する中、自治会・町内会の加入率も年々低下している状況にあるなど、市民が自らできることは自ら行うことを基本とし、市民と行政が対等の立場に立って地域課題や社会的な課題に協働して取り組むという本来あるべき姿の実現のためには更なる取組が必要である。

ここに、市民が主体的に行う地域活動を促進することにより、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地域活動の促進について市民及び事業者の役割並びに横浜市(以下「市」という。)及び市職員の責務を明らかにするとともに、地域活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域活動の促進を図り、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「地域活動」とは、主として市内の一定の地域を基礎として当該地域の市民が主体的に行う自治会・町内会活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他の良好な地域社会の維持及び形成に資する活動をいう。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、地域社会の構成員として、地域活動が地域社会において果たす役割について認識を深めるよう努めるとともに、地域活動に関し、主体的な役割を担うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 4 条 事業者は、地域活動に参加するとともに、市が実施する地域活動の促進を図るための施策に協力し、及びその雇用する労働者が地域活動に円滑に参加することができるようにするため、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第 5 条 市は、地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動の促進を図るため、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市職員の責務)

第 6 条 市職員は、自らも地域社会の一員であるという認識のもと、常に市民の目線で考え、行動する姿勢を養うため、積極的に地域活動に参加するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、地域活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 地域活動団体(地域活動を行う団体をいう。以下同じ。)との連携を強化し、及びその活動を支援するため、並びに地域活動団体相互間で必要な連携の確保が図られるようにするための施策を推進すること。
- (2) 地域活動団体が行う当該団体への加入促進活動を支援するための施策を推進すること。
- (3) 地域活動の場の充実を図るため、地域活動のための施設の整備等の施策を推進すること。
- (4) 地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動団体に対し必要な情報の提供に努めること。この場合において、個人情報の提供が行われるときは、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)の趣旨を尊重しつつ、地域活動の促進に寄与する観点から適切に行われるよう留意するものとする。
- (5) 前各号に掲げる事項を基本とする施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(表彰)

第8条 市は、地域活動又は地域活動の促進に関して顕著な成果を収めたものの表彰を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○横浜市市民協働条例

平成 24 年 6 月 25 日横浜市条例第 34 号

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民活動があって、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下「市」という。）と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第 8 条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。

2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動

(市民公益活動)

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 営利を主たる目的とする活動

(市民活動推進基金)

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。
- 5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(支援申請等)

第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。
- 4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第2節 市民協働事業

(市民協働事業の基本原則)

第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
- (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報（第13条に規定する秘密を除く。）を公開すること。
- (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。

- 2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の可否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業（以下「自主事業」という。）を当該市民協働事業とともに行うことができる。

2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（以下「協働契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後（当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後）に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という。）を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例(第3章及び附則第1項を除く。)の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

お問い合わせ

横浜市 市民局 市民協働推進部 市民活動支援課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL.045-227-7915 FAX045-223-2032

Eメール: sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp

ホームページURL

<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/tishin/index.html>

協働推進の基本指針

平成16年 7月発行

平成24年10月改訂